

## 社会福祉法人 美輪湖の家大津 新型コロナウイルス感染症についての今後の対応について

県内（市内）において新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、法人として基本的な予防、感染の疑いがある時の対応を以下の通りとします。

### （1）【職員・利用者予防対策】

- ①毎朝検温をお願いします。
- ②37.5℃以上の場合は出勤、通所せず休んで下さい。
  - ・出勤後、通所後に37.5℃以上となった場合も同様です。
  - ・37.5℃以下であっても、体調不良の場合は無理をせず休んで下さい。
- ③くしゃみ、咳、鼻水、倦怠感（感冒症状と言います）がある場合も休んで下さい。
- ④マスクの着用をお願いします。
- ⑤買物等必要最低限以外の外出、不特定多数の人混みに入るなどは極力避けて下さい（外食等も含め）。
- ⑥手洗い、うがい、こまめな水分補給を心がけてください。
- ⑦睡眠・休養をしっかりととり、適度な運動を心掛けて自己免疫力を高めるよう努めて下さい。

### （2）【上記に加えて、事業所で行って頂きたい予防対策】

- ①アルコール除菌を玄関等に設置し、手・指先等の消毒をして下さい。（朝の通所時、食事前、外から帰ってきた時など）
- ②不特定多数の人込みに行く活動は極力避けて下さい（外食等も含む）
- ③他事業所と合同で行事を行うなど多人数で集まるようなことは極力避けて下さい。
- ④事業所への（不特定多数の）見学者の受け入れはお断り下さい。
- ⑤外部からの納品等は、施設内で行わず玄関前等での対応をお願いします。
- ⑥修理業者、給食委託業者等が事業所内に入られる場合、マスクの着用、体調の確認、及び検温の実施をお願い致します。
- ⑦ボランティアの方もマスク着用、検温をお願いします。
- ⑧特に高齢者の方の健康状態にはご留意下さい（高齢者の方は感染すると重篤になる可能性があります）
- ⑨家族も含めて事業所内での面会等は極力避けて下さい。（やむを得ず面会等をする場合は体調の確認、検温をお願いします）
- ⑩多人数の集まる会議（保護者会等）は避けて下さい。（書面での案内、電話でのやりとりを代わりとして下さい）

(3) 【感染者との接触が疑われる場合は速やかにご連絡下さい】

以下の場合には速やかに法人本部または事業所の管理者へ連絡して下さい。場合によって14日以上のお休み、在宅勤務等をして頂きます。

- ①感染者が滞在していた場所に行ったことが分かった場合。
- ②その他感染者と接触が疑われる場合。

(4) 【ご自身、家族の感染が疑われる場合】

以下の場合には速やかに保健所へ連絡をして下さい。また、法人本部または事業所の管理者へも併せてご連絡下さい。

- ①ご自身または同居する家族に発熱が続くなど、新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がある場合。
  - ・診断により新型コロナウイルス感染症であった場合、また疑われる場合、14日以上のお休み、在宅勤務等をして頂きます。
  - ・保健所、行政等関係機関と相談、判断のもと、濃厚接触者の把握、事業所（又は法人全体）の一定期間の閉所を実施する場合があります。

(5) 【事業所利用者、その家族の感染が疑われる場合】

以下の場合には速やかに保健所へ連絡をしてもらって下さい。また、法人本部または事業所の管理者へも併せてご連絡下さい。

- ①利用者、またはその家族に発熱が続くなど、新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がある場合
  - ・診断により新型コロナウイルス感染症であった場合、また疑われる場合、14日以上のお休み（休み）をして頂きます。
  - ・保健所、行政等関係機関と相談、判断のもと濃厚接触者の把握、事業所（又は法人全体）の一定期間の閉所を実施する場合があります。

**(新型コロナウイルス感染症が疑われる症状)**

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
※高齢者や基礎疾患のある方は、2日程度続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

上記症状がある場合は、**大津市保健所「帰国者・接触者相談センター」**にご連絡・ご相談ください。

大津市保健所（平日・土日祝日）

8時40分～20時：077-526-5411      夜間20時～翌8時40分：080-2409-1856